

現場代理人の常駐規定の緩和に関する取扱いについて

1. 常駐規定を緩和できる場合（全ての工事を対象）

現場代理人は、工事現場の運営や取締り及び請負契約に係る重要な事項を除く一切の権限を行使するものであることから、八潮市建設工事請負契約約款第10条第2項において「工事現場に常駐」と規定していますが、常駐規定を緩和できる場合として同条第3項に「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」と規定しています。

つきましては、次の「(1) 常駐を要しない期間」に該当する、実質的に現場が稼働していない期間については、発注者（工事発注課）との連絡体制を確保したうえで、常駐規定を緩和するものとします。

(1) 常駐を要しない期間

次のいずれかに該当する期間は、常駐を要しないものとします。

- ア 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- イ 完成検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ウ 工事を全面的に一時中止している期間
- エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(2) 常駐を要しない期間の確認方法

設計図書若しくは打合せ記録等の書面により確認します。

2. 現場代理人が兼務できる場合（一定の条件を満たす工事を対象）

次の「(1) 兼務を認める工事」の全てを満たす場合に限り、現場代理人の兼務を認めます。ただし、安全管理上等の理由により、発注者（八潮市工事発注課又は埼玉県）が兼務を認めることが適当でないと判断する場合は、兼務を認めません。

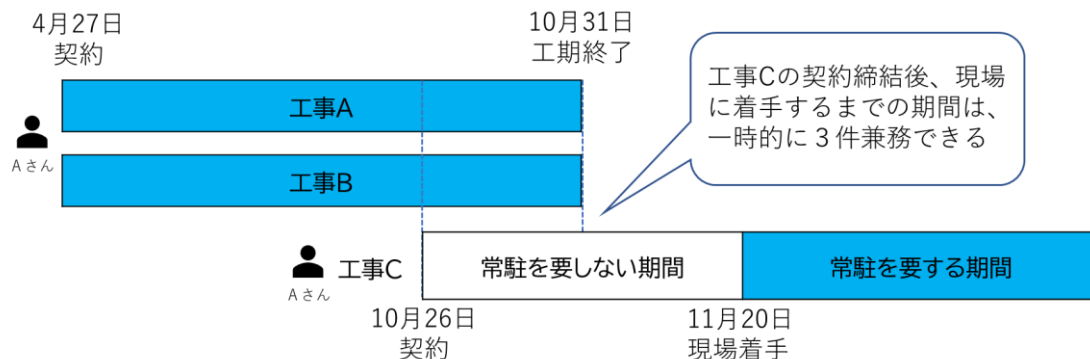
(1) 兼務を認める工事

- ア 八潮市又は埼玉県の発注工事かつ現場が八潮市内であり、重複する期間があること。
- イ 仕様書等に兼務を認めない旨を定めていないこと。
- ウ 請負金額（税込み）が4,500万円未満（変更契約により、4,500万円以上になった場合は、兼務を取り消す。）の工事であること。ただし、4,500万円以上の工事について、「常駐を要しない期間」に限り、兼務を認める。

(2) 兼務可能な工事の数について

原則 2 件までとします。ただし、「常駐を要しない期間」に限り、一時的に 3 件までとします。

◎一時的に3件兼務できる場合の例



※工事A、Bの工期が延長し、11月20日までに終了しない場合、工事Cの兼務は不可

(3) 兼務する場合の手続き

現場代理人の兼務を希望する受注者は、「現場代理人の常駐規定の緩和に関する照会兼回答書（以下「照会兼回答書」という。）」に必要事項を記入して、発注者（工事発注課）に提出してください。発注者（工事発注課）が確認、調査を行った上で、「照会兼回答書」の回答書欄に記入して受注者に回答します。

埼玉県の仕事と兼務する場合は、県が定める「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和」に係る手続きを行った上で、県に提出した書類の写しを併せて提出してください。

(4) 兼務にあたっての注意事項

- ア 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に常駐しなければなりません。（「常駐を要しない期間」はこの限りでない。）
- イ 「常駐を要しない期間」であっても「照会兼回答書」を提出してください。（「常駐を要しない期間」であることを書面にて確認）
- ウ 現場代理人は、発注者（工事発注課）と常時連絡がとれる体制を確保してください。
- エ 兼務が認められた場合でも、現場代理人が工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務を免除するものではありません。
- オ 現場の体制に不備が生じた場合や「照会兼回答書」の記載内容に虚偽があった場合は、兼務の取消しをする場合があります。
- カ 同一の場所で施工する工事（建設業法施行令第27条第2項に該当する工事、付帯工事等）については、(1)、(2)の規定にかかわらず、全ての発注者（工事発注課）と協議した上で、兼務が可能とします。

3. その他

本取扱いは、契約締結の時点にかかわらず全ての工事について適用します。